

京都市風致地区条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第99号）（都市計画局都市景観部風致保全課）

文化財保護法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市風致地区条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第99号

京都市風致地区条例の一部を改正する条例

京都市風致地区条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号ス中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)